

報酬等基準規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この報酬等基準規程(以下「本規程」といいます。)は、レオーネ北浜法律事務所(以下「当事務所」といいます。)に所属する弁護士(以下「弁護士」といいます。)が、事件受任に当たって受任の範囲を明確にし、その費用を明らかにすることによって、依頼者と弁護士との間の認識を共通にして、その後のトラブルが発生することを防止するとともに、相互理解に基づく信頼関係を創設することを目的とします。

(個別契約による修正)

第2条 本規程についての定めは、依頼者と弁護士との協議により個別の委任契約により変更、修正することができます。ただし、変更、修正する場合にはその旨を契約書に明示しなければなりません。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士が依頼者から支払いを受ける報酬としては、次の表に掲げるものがあります。(以下、これらを総称して「弁護士報酬」といいます。以下、この弁護士報酬と第8章の実費等とを合わせて「報酬等」といいます。なお、第5章「時間制」を採用した場合にはその定めに従います。)

1	法律相談料	依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話による相談を含みます。)の対価をいいます。
2	書面による鑑定料	依頼者に対して行う、書面(電子メールを含みます。)による法律上の判断または意見の表明の対価をいいます。
3	着手金	民事事件、契約締結交渉、刑事事件など、事件または法律事務(以下「事件等」といいます。)の結果に、成功、不成功が生じるものについて、弁護士が依頼を受けて行う業務に対する対価として、依頼を受ける際当初に支払うべき金員をいいます。なお、結果の成功、不成功を問わず、返金しません。
4	報酬金	事件等について、成功の結果が得られたとき、得られた結果に対して、着手金とは別に支払う金員をいいます。なお、事件の結果が判明した時点で、成功の程度に応じた金額の報酬が発生します。全く成功の結果が得られなかった場合には発生しません。
5	手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
6	顧問料	契約によって定める内容の法律事務を、継続的に行うことの対価をいいます。

7	日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く。)の対価をいいます。
---	----	---

(報酬等の支払時期)

第4条 依頼者の弁護士に対する報酬等の支払時期は、次の各号に定めるとおりとします。

①	着手金	委任契約書が作成された日から1週間以内
②	報酬金	事件等の処理が終了した日から1か月以内
③	その他の報酬等	委任契約書に定めるところによる

2 前項各号の規定にかかわらず、報酬等の支払時期及び方法については、委任契約書において別段の定めをすることができます。

(事件等の個数等)

第5条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件等は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。ただし、弁護士報酬について着手金および報酬金という定め方をした場合において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けます。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件等に移行したときは、別件とします。

(複数の弁護士が関与する場合)

第6条 受任した事件等の処理について、弁護士の側の事由により、他の弁護士が関与することとなった場合においても、弁護士報酬の算出に当たっては1件の事件として扱います。

2 受任した事件等の処理について、依頼者の意思に基づいて他の弁護士も関与することとなった場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担します。

3 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めた場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担します。

(消費税に相当する額)

第7条 本規程に定める弁護士報酬は、消費税および地方消費税を含む金額とします。

2 第14条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第28条第2項および第41条の表(％で記載している部分)をもとに算出された金額については、消費税および地方消費税を上乗せした金額を弁護士報酬とします。

3 事件等の委任を受けた後に消費税および地方消費税の率の変更があった場合には、変更が効力を生じた日より変更後の消費税および地方消費税の率を適用し、適用された以後の弁護士報酬について変更後の率に従って計算された消費税および地方消費税を付加します。

第2章 法律相談料・書面による鑑定料

(法律相談料)

第8条 法律相談料は、事案の内容によって、1時間ごとに1万0500円以上5万2500円までの範囲内で定めます。

(書面による鑑定料)

第9条 書面(電子メールを含みます。)による鑑定料は、事案の内容によって定め、21万5000円以上31万5000円までの範囲内で定めます。

- 2 前項において、①事案が特に複雑または特殊な事情がある場合、または②知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利および種苗法上の権利等)に係る鑑定の場合は、弁護士は、依頼者と協議の上、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができます。

第3章 着手金および報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金および報酬金の算定基準)

第10条 本節の着手金および報酬金については、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

(経済的利益—算定可能な場合)

第11条 前条の経済的利益の額は、契約において特に定めのない限り、本規程末尾の別紙「経済的利益算定表」のとおり算定します。

(経済的利益算定の特則)

第12条 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額するものとします。

- ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

第13条 第11条により経済的利益の額を算定することができないときは、弁護士と依頼者の協議により、事件等の難易、軽重、手数の繁簡および依頼者の受ける利益等を考慮して、着手金および報酬金を定めます。

(民事事件の着手金および報酬金の算定割合)

第14条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件および仲裁事件(次条に定める仲裁センター事件を除く。)の着手金および報酬金は、契約に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、

それぞれ次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

2 前項の着手金は、10万5000円を最低額とします。

(調停事件および示談交渉事件)

第15条 調停事件、示談交渉(裁判外の和解交渉をいいます。以下同じです。)事件および弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件(以下「仲裁センター事件」といいます。)の着手金および報酬金は、契約に特に定めのない限り、それぞれ前条または第18条の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができます。

2 示談交渉から引き続き調停事件または仲裁センター事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めのない限り、前条または第18条の各規定に算定された額の2分の1とします。

3 示談交渉事件、調停事件または仲裁センター事件から引き続きその他の事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めのない限り、前条または第18条の各規定により算定された額の2分の1とします。

4 前三項の着手金は、10万5000円(第18条の規定を準用するときは、5万2500円)を最低額とします。

(契約締結交渉)

第16条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の部分	1%	2%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

2 前項の着手金は、10万5000円を最低額とします。

3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができません。

(督促手続事件)

第17条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%

300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

- 2 前項の着手金は、5万2500円を最低額とします。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第14条または次条の規定により算定された額と前二項の規定により算定された額との差額とします。
- 4 督促手続事件の報酬金は、第14条または次条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができません。
- 5 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金または報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第14条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができます。

(手形、小切手事件)

第18条 手形、小切手訴訟事件の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金は、5万2500円を最低額とする。
- 3 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第14条の規定により算定された額と前二項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第14条の規定を準用します。

(遺言執行事件)

第19条 遺言執行事件の着手金は、次のとおりとします。ただし、特に複雑または特殊な事情がある場合、弁護士と依頼者との協議により着手金の額を増額することができます。

執行の対象となる相続財産の額	着手金
300万円以下の部分	31万5000円
300万円を超え3000万円以下の部分	2%
3000万円を超え3億円以下の部分	1%
3億円を超える部分	0.5%

- 2 遺言執行事件においては、契約に特に定めのない限り、報酬金の支払いを受けることができません。
- 3 遺言執行に裁判手続を要する場合、遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができます。

(任意後見契約、任意代理契約、財産管理契約または身上監護契約)

第20条 任意後見契約または任意代理契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他依頼者の財産管理または身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、15万7500円を最低額とします。

- 2 任意後見契約、任意代理契約、財産管理契約または身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める報酬金を受けことができ、その額は次のとおりとします。ただし、不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合または委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める報酬金とは別に、本規程の定めにより算定された弁護士報酬を請求することができます。

	事務処理の内容	報酬金
1	依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額1万0500円以上
2	1に加え収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万1500円以上

- 3 任意後見契約、任意代理契約、財産管理契約または身上監護契約を締結した後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料は、1回あたり1万0500円を最低額とします。

(離婚事件)

第21条 離婚事件の着手金および報酬金は、次のとおりとします。

離婚事件の内容	着手金および報酬金
離婚交渉事件、離婚調停事件 または離婚に関する裁判外紛争解決 手続(ADR)等	それぞれ31万5000円以上52万5000円以下
離婚訴訟事件	それぞれ42万円以上63万円以下

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件または離婚に関する裁判外紛争解決手続(ADR)を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の2分の1とします。
- 4 前三項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条または第15条の規定により算定された着手金および報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(境界に関する事件)

第22条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金および報酬金は、次のとおりとします。

着手金および報酬金	それぞれ42万円以上63万円以下
-----------	------------------

- 2 前項の着手金および報酬金は、第14条の規定により算定された着手金および報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。
- 3 境界に関する調停事件、裁判外紛争解決手続(ADR)事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができます。
- 4 境界に関する調停事件から引き続き調停事件または裁判外紛争解決手続(ADR)事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
- 5 境界に関する調停事件、裁判外紛争解決手続(ADR)事件または示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とします。

(借地非訟事件)

第23条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとします。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	31万5000円以上52万5000円以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。

①	申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額
②	相手方については、その申立てが却下されたとき、または、介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額または財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分または財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第14条の規定により算定された額

- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができます。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き仲裁センター事件および示談交渉事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件または示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

(保全命令申立事件等)

第24条 仮差押および仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」といいます。)の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規

定により算定された額の3分の2とします。

- 2 前項の事件が重大または複雑であるときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができます。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができます。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第14条の規定に準じて報酬金を受けることができます。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金および報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項および第2項の規定を準用します。
- 5 第1項の着手金および第2項の報酬金ならびに前項の着手金および報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受けることができます。
- 6 保全命令申立事件および保全執行等の着手金は、10万5000円を最低額とします。

(民事執行事件等)

第25条 民事執行事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定により算定された額の4分の1とします。
- 3 民事執行事件の着手金および報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受けることができます。ただし、着手金は第14条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 4 執行停止事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 5 前項の事件が重大または複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができます。
- 6 民事執行事件および執行停止事件の着手金は、5万2500円とします。

(倒産整理事件)

第26条 事業者および法人の破産手続開始申立事件、特別清算開始申立事件、会社更生手続開始申立事件の着手金は、資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、当該各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、当該着手金に含まれます。

事件の種類	着手金
破産手続開始申立事件	52万5000円以上
特別清算開始申立事件	105万円以上
会社更生手続開始申立事件	210万円以上

- 2 前項の各事件の報酬金は、第14条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益および企業継続による利益等を考慮して算定します。
- 3 破産手続開始申立事件を受任しないで免責許可申立事件(免責異議申立事件を含みます。)のみを受任した場合の着手金については、第1項の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の

報酬金については前項の規定を準用します。

- 4 非事業者の破産手続開始申立事件の着手金は、次の額とします。ただし、債権者数が50社を超える場合には、第1項の規定(事業者および法人の破産手続開始申立事件)を準用することができます。

① 債務金額が1000万円以下の場合 債権者数に応じて、次の金額とします。	
10社以下	21万円以内
11社から15社まで	26万2500円以内
16社以上	31万5000円以内
② 債務金額が1000万円を超える場合	債権者数にかかわらず42万円以内
③ 夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合	1人当たりの金額は、①については、5万2500円を、②については10万5000円を各々減額した金額以内とします。 会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とします。

- 5 非事業者の破産手続開始申立事件の報酬金は、上記着手金基準を上限として受領できます。ただし、債権者数が50社を超える場合には、第2項の規定を準用することができます。
- 6 任意整理から破産手続開始申立事件へ移行した場合の着手金は、次のとおりとします。

①	任意整理案の提示前に破産手続開始申立事件に移行せざるを得なくなったときは、破産手続開始申立事件の着手金のみ受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算します。
②	任意整理案の提示後、任意整理完了前に破産手続開始申立事件に移行せざるを得なくなったときは、任意整理の着手金および報酬金と別途に破産手続開始申立事件の着手金を受領できるものとします。 ただし、破産手続開始申立事件に移行せざるを得なくなった事情に応じて、着手金の相当額を減額することができます。

(民事再生手続開始申立事件)

- 第27条 事業者および法人の民事再生手続開始申立事件の着手金は、資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定め、105万円以上とします。ただし、民事再生手続開始申立事件に関する保全事件の弁護士報酬は、当該報酬金に含まれます。
- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量および既に受けている着手金または報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができます。
- 3 事業者および法人の民事再生手続開始申立事件の報酬金は、第14条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、および企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める

弁護士報酬の額を考慮します。

- 4 非事業者の民事再生手続開始申立事件(小規模個人再生手続開始申立事件および給与所得者等再生手続開始申立事件を含みます。)の着手金および報酬金は、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定め、次のとおりとします。ただし、債権者数が50名を超える場合または居住用不動産を除く総財産の価額が3000万円を超える場合には、前三項の規定を準用することができます。

① 着手金	
住宅資金特別条項を提出しない場合	31万5000円以内
住宅資金特別条項を提出する場合	42万円以内
② 報酬金	
債権者数が15社までで事案簡明な場合	21万円以内
債権者数が15社までの場合	31万5000円以内
債権者数が16社～30社の場合	42万円以内
債権者数が31社以上の場合	52万5000円以内
債権者数が31社以上で事案複雑な場合	63万円以内
ただし、月額報酬を受領した場合は、上記の報酬金額から月額報酬を控除した残額のみを報酬金とします。	
③ 分割弁済金代理送金手数料	1件1回1050円を上限とします。

- 5 民事再生法第235条に基づく免責許可申立事件(免責異議申立事件)の着手金は、前項の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の報酬金は、前項の規定を準用します。

(任意整理事件)

第28条 前3条に該当しない債務整理事件(以下「任意整理事件」といいます。)のうち事業者および法人に関する事件の着手金は、資本金、資産および負債の額ならびに関係人の数等事件の規模に応じて、52万5000円以上とします。

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価額(以下「配当原資額」といいます。)を基準として、次の各号の表のとおり算定します。

- ① 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1000万円以下の部分	10%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8%
5000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

- ② 依頼者および依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき

5000万円以下の部分	3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予または企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用します。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前二項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができます。
- 5 非事業者の任意整理事件の着手金および報酬金は次のとおりとします。ただし、債権者数が50名以上の場合には、前四項の規定を準用することができます。

①	着手金	2万1000円×債権者数。最低5万2500円。ただし、同一債権者数でも別支店の場合は別債権者とします。
②	報酬金	1債権者について、2万1000円に下記金額を加算した金額を上限とします。 ただし、個々の債権者と和解が成立する都度、当該債権者に対する報酬金を請求することができます。 ・当該債権者主張の元金と和解金額との差額の10% ・交渉によって過払金の返還を受けたときは、当該債権者主張の元金の10%相当額と過払金の20%相当額の合計額
③	分割弁済代金代理手数料	1件1回1050円を上限とします。
④	任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とします。	
⑤	前各号にかかわらず、債権者の中に商工ローン業者(中小事業者に対して比較的多額の高金利貸付を主要な業務内容とする貸金業者)が含まれる任意整理については、商工ローン業者1社について5万2500円として第1号および第2号の着手金・報酬金を算定し、かつ、着手金の最低額は10万5000円とします。	

(倒産処理事件にともなう訴訟)

第29条 倒産処理事件(任意整理事件を含む。)に関して、債務者その他の者に対し、訴訟、民事保全、民事執行事件の申立てをする必要がある場合、当該申立てに関しては、別途通常の報酬基準に基づく報酬を請求することができます。

(日当)

第30条 倒産整理事件(任意整理事件を含む。)の日当については次の各号のとおりとします。

①	債権者からの提訴に応ずるため裁判所への出頭が必要な場合	1回1万0500円以下。 ただし、2回以上の弁論期日を要し、答弁書以外の準備書面等作成を要する場合には、通常の訴訟報酬基準に準ずる着手金・報酬
---	-----------------------------	--

		金を請求することができ、この場合には日当は請求しないものとしてします。
②	債権者との直接の交渉その他の折衝を要する場合	1回2万1000円以下。ただし、遠隔地の場合は通常の日当の報酬基準によることができます。

(行政上の不服申立事件)

第31条 行政上の異議申立て、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋または口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

2 前項の着手金は、10万5000円を最低額とします。

(特許権等の査定、審決に対する不服申立事件)

第32条 特許権、実用新案権、意匠権もしくは商標権(以下総称して「産業財産権」といいます。)に係る審判請求等の着手金および報酬金は次のとおり算定します。

	事件の種類	着手金
1	産業財産権に係る拒絶査定不服審判請求及び無効審判請求	105万円以上
2	商標権に係る取消審判請求	52万5000円以上
3	4を除く産業財産権に係る審決取消請求事件	105万円以上
4	商標権に係る取消審決の審決取消請求事件	52万5000円以上

2 前項において、産業財産権に基づく侵害訴訟の委任を併せて受けている場合は着手金および報酬金の額は前項の額のそれぞれ2分の1とします。

3 第1項1号または2号の審判請求を受任し、その審決において敗訴している場合の第1項3号または4号の着手金の額は、第1項3号または4号の額のそれぞれ2分の1とします。ただし、産業財産権に基づき侵害訴訟の委任も併せて受けている場合の着手金の額は、第1項3号または4号の額のそれぞれ4分の1とします。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第33条 刑事事件の着手金は、次のとおりとします。

刑事事件の内容	着手金
起訴前および起訴後(第一審および上訴審をいう。以下同じ。)の事案簡明な事件	31万5000円以上 52万5000円以下
起訴前および起訴後の前段以外の事件および再審事件	52万5000円以上
再審査請求事件	52万5000円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ、または繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が二ないし三回開廷程度と見込まれ

る情状事件(上告事件を除く。)、上告審については事実関係に争いがない情状事件をいいます。

(刑事事件の報酬金)

第34条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	31万5000円以上 52万5000円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	31万5000円以上 52万5000円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事	起訴前	不起訴	52万5000円以上
		求略式命令	52万5000円以上
	起訴後 (再審事件を含む。)	無罪	63万円以上
		刑の執行猶予	52万5000円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
	検察官上訴が棄却された場合	52万5000円以上	
再審請求		52万5000円以上	

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

(刑事事件につき引き続き同じ弁護士が受任した場合等)

第35条 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第33条に定める着手金を受けることができます。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。

- 2 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手記および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

(検察官の上訴取下げ等)

第36条 検察官の上訴の取下げ、または免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間および執務量を考慮したうえ、第34条の規定を準用します。

(保釈等)

第37条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金および報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件または被告事件の着手金および報酬金とは別に、それぞれ10万5000円以上31万5000円以下の範囲の額を受けることができます。

(告訴、告発等)

第38条 告訴、告発、検察審査の申立て、仮釈放、恩赦等の手続の着手金は、1件につき10万5000円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができます。

(少年事件の着手金及び報酬金)

第39条 少年事件(少年を被疑者とする捜査中の事件を含みます。以下同じ。)の着手金は、次表のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前および送致後	31万5000円以上 52万5000円以下
抗告、再抗告および保護処分の取消	31万5000円以上 52万5000円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始または不処分	31万5000円以上
その他	31万5000円以上 52万5000円以下

3 弁護士は、着手金および報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身体拘束を伴う観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

(少年事件につき引き続き同じ弁護士が受任した場合)

第40条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致された後も引き続き1件の事件とみなします。

2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金および報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができます。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、

本章第2節の規定によります。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

第4章 手数料

(手数料)

第41条 手数料は、契約に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第11条および第12条の規定を準用します。

① 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができます。)	基本	21万円に第14条第1項の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできません。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万5000円 300万円を超え3000万円以下の部分 1% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.5% 3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第15条または第21条ないし第23条の各規定により算定された額
公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出	基本	5万2500円以上10万5000円以下
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)	10万5000円以上21万円以下	

② 裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
法律関係調査(事実関係調査を含む。)	基本	5万2500円以上21万円以下	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類およびこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	10万5000円
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	21万円

		経済的利益の額が 1億円以上のもの	31万5000円以上
	非定型	基本	300万円以下の部分 10万5000円 300万円を超え3000万円以下の部分 1% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑または特 殊な事情がある場 合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に3万1500円を加算する。
内容証明郵便作成	基本		3万1500円以上 5万2500円以下
	特に複雑または特殊な事情が ある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額

項目	分類		手数料
遺言書作成	定型	10万5000円以上21万以下	
	非定型	基本	300万円以下の部分 21万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑または特 殊な事情がある場 合	弁護士と依頼者の協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に3万1500円を加算する。

項目	分類	手数料
会社設立等	設立、増減資、 合併、分割、組 織変更、通常清 算	資本額もしくは総資産額のうち高い方の額または増減資額に 応じて以下により算出された額。ただし、合併または分割につ いては210万円を、通常清算については105万円を、その他の手 続については10万5000円を、それぞれ最低額とします。 1000万円以下の部分 4% 1000万円を超え2000万円以下の部分 3% 2000万円を超え1億円以下の部分 2% 1億円を超え2億円以下の部分 1% 2億円を超え20億円以下の部分 0.5% 20億円を超える部分 0.3%
会社設立等以外の 登記等	申請手続	1件5万2500円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との 協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができます。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき 1050円とします。
株主総会指導	基本	31万5000円以上

	総会等準備も 指導する場合	52万5000円以上
現物出資等証明(会社法33条10項等 に基づく証明)		1件31万5000円。ただし、出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができます。

項 目	手 数 料
簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができます。 給付金額が150万円以下の場合 3万1500円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%

第5章 時間制

(時間制)

第42条 依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、弁護士報酬として、一定時間あたりの単価に、その委任事務処理に要した時間(移動に要する時間も含みます。)を乗じた額を受けることができます。

- 前項の一定時間あたりの単価は、受任事務処理の種類のほか、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性および弁護士の熟練度等を考慮して、契約において定めます。ただし、その単価は1万5750円を最低額とします。
- 弁護士は、第1項の定めに基づき弁護士報酬を受けるときは、依頼者との協議により、依頼者との契約で定める相当額を、あらかじめ預かることができます。

第6章 顧問料

(顧問料)

第43条 顧問料は、次表のとおりとします。

種別	顧問料
事業者または法人	月額5万2500円以上で協議により定める額
非事業者	年額6万3000円(月額5250円)以上で協議により定める額

- 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、口頭の一般的な法律相談とします。
- 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導または立会、講演などの業務の内容ならびに交通費および通信費などの実費の支払等について、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定します。

第7章 日 当

(日当)

第44条 日当は、次表のとおりとします。

時間	日当
半日(往復2時間を超え4時間まで)	3万1500円以上5万2500円以下
一日(往復4時間を超える場合)	5万2500円以上10万5000円以下

2 弁護士は、依頼者と協議の上、前項の日当を概算によりあらかじめ依頼者から預かることができます。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第45条 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等を負担します。

- 2 弁護士は、概算によりあらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。
- 3 事件の内容および管轄裁判所の場所などにより、通常範囲の通信費、近距離の交通費などについては、依頼者と協議のうえ、一定額の実費を受領し、実際額との過不足を精算しないことができます。

(交通機関の利用)

第46条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができます。

第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第47条 事件等の処理が、依頼者による弁護士の解任、弁護士の辞任または事件処理の継続が不可能になったことにより、途中で終了したときは、弁護士は、事件処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求します。

- 2 前項の場合において、事件等の処理の終了につき、弁護士のみ重大な責任があるときは、受領済みの報酬の全部を返還しなければなりません。ただし、弁護士が既に事件の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、その全部または一部を返還しないことができます。
- 3 第1項の場合において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく事件等の処理を終了させたとき、依頼者が故意または重大な過失により事件等の処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、報酬の全部を請求することができます。ただし、弁護士が事件等処理の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができません。
- 4 第1項の返還または請求または第2項の請求については、弁護士はあらかじめ依頼者と協議しなければなりません。

(事件等処理の中止等)

第48条 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず、またはその処理を中止することができます。

- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければなりません。

(報酬の相殺等)

第49条 依頼者が報酬金または立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し、または事件等に関して保管中の書類その他の物を依頼者に引き渡さないでおくことができます。

2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければなりません。

附 則

- 1 本規程は、平成23(2011)年1月1日から施行します。
- 2 平成23(2011)年1月1日現在の当事務所の弁護士は、次の1名です。

伊藤隆啓

【以下、余白】

経済的利益算定表

	事件の種類	経済的利益
1	金銭債権	債権総額(利息・遅延損害金を含みます。)
2	将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
3	継続的給付債権	債権総額の10分の7の額 ただし、期間不定のものは、7年分の額
4	賃料増減額請求	増減額分の7年分の額
5	所有権	対象となる物の時価相当額
6	占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権	対象となる物の時価の2分の1の額 ただし、その権利の時価が対象となる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
7	建物についての所有権	建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
8	建物についての占有権、賃借権および使用借権	第6号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
9	地役権	承役地の時価の2分の1の額
10	担保権	被担保債権額 ただし、担保の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
11	不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権および担保権等の登記手続請求	第5号、第6号、第9号および前号に準じた額
12	詐害行為取消請求	取消請求債権額 ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
13	共有物分割請求	対象となる持分の時価の3分の1の額 ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額
14	遺産分割請求	対象となる相続分の時価相当額 ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
15	遺留分減殺請求	対象となる遺留分の時価相当額
16	金銭債権についての民事執行	請求債権額 ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)
17	知的財産権に基づく差止請求事件	依頼者または相手方の5年また該知的財産権の訴訟提起時点(報酬金の場合は訴訟確定または和解成立時点)での残存期間のうちの短い期間に得られる利益(粗利益より変動費を控除した額)。